

原議保存期間	5年(令和13年3月31日まで)
有効期間	一種(令和13年3月31日まで)

警視庁刑事部長
各道府県警察本部長
(参考送付先)
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁組一発第139号
令和8年2月24日
警察庁刑事局組織犯罪対策部
組織犯罪対策第一課長

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第36条第4項の規定による
犯罪経歴に関する前科照会について（通達）

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第36条第4項の規定による前科照会については、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第36条第4項の規定による犯罪経歴に関する前科照会等について」（平成6年2月14日付け警察庁丁暴一発第18号。以下「旧通達」という。）が定める要領により実施を求めていたところであるが、今後は、その要領を下記のとおりとすることとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、旧通達については、廃止する。

記

第1 前科照会

1 前科照会の担当都道府県警察及び照会先

- (1) 前科照会は、「警察共通基盤システムによる暴力団情報管理業務実施細則の制定について」（令和8年1月23日付け警察庁丁組一発第42号、丁技企発第32号）に定める個人登録責任府県が行うこと。
- (2) 国籍の如何に関わらず、前科は都道府県公安委員会（方面公安委員会を含む。）の所在地を管轄する地方検察庁に、本籍が明らかでない日本人に係る前科は東京地方検察庁に照会すること。

2 前科照会の対象者

前科照会は、指定予定暴力団の暴力団員全てについて行うこと。ただし、既に法第36条第4項の規定に基づく前科照会を行い、法第3条第2号イからへまでの規定（以下「犯罪経歴保有者要件」という。）に該当有として回答のあった者のうち、当該指定予定暴力団の次回の指定の基準日において犯罪経歴保有者となるものを除く。

3 前科照会の方法

- (1) 法第36条第4項に基づく前科照会は、刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項照会とは目的が異なることから、法第36条第4項に基づく前科照会であることを明記した様式により照会すること。

- (2) 特別法犯については、前科調書に当該前科に係る罰条の記載がないので、判決書若しくは略式命令の謄本を確認すること。

4 前科調書等の保管

各地方検察庁から回答のあった回答書及び前科調書は、切り離さず一括して保管すること。

第2 犯罪経歴保有者要件の該当性の認定についての留意事項

- 1 法の施行日（平成4年3月1日）以降、数回にわたり暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第1条の改正が行われ、同条に掲げる法律の名称の変更、罰条の追加、移動等が生じていることから、犯罪経歴保有者要件の該当性の認定を行う際には、改正前の施行規則と照らし合わせる等して、認定上誤りのないよう十分留意すること。
- 2 犯罪経歴保有者要件の該当性の認定を行う際には、暴力的不法行為等（法施行規則第1条各号の規定に定める罪となるべき違法な行為）及び法第8章に規定されている罪の教唆犯及び幫助犯について見落としのないよう十分留意すること。
- 3 犯罪経歴保有者の要件に該当する事由が複数ある者を警察共通基盤システムに登録する際は、犯罪経歴保有者の要件に該当しないこととなる時が最も遅いものを登録すること。